

【森本剛 経歴】

昭和57年、大阪大学歯学部卒業。同年、大阪大学歯学部第一口腔外科入局。
昭和60年、現在の地にて開業。

歯科医師

労働衛生コンサルタント

日本歯科医師会認定産業歯科医

日本顎咬合学会認定医

日本顎咬合学会誌『咬み合わせの科学』編集(査読)委員

大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会役員



『労働衛生に関する法的基礎知識と、歯科も絡めた最近のトピックス』

【講演抄録】

個人であれ法人であれ、事業を営む者、あるいは労働者を雇用する者(事業者)は、政府等の一部の者を除いて、労働基準法(労基法)や労働安全衛生法(安衛法)等の規制を受ける。

その法体系は、民法→労基法→安衛法といった具合に、一般法の下に派生した特別法が存在し、個別具体的な国民の活動を規制している。

歯科技工所もその例に漏れず、労基法や安衛法を遵守しなければならず、さらにそういった法律の細則・施行則としての『省令』や、解釈や取り扱い等を上級官庁が下級官庁に指示した『通達』が、現実の規制や指導の根拠となっていることがほとんどである。

そのため事業者は、このような法令の概略は知っておかなければならず、事業が社会的公器であり、従業員と共に安全で安定的に発展すべきであるという認識のもと、関係者のすべてのWIN-WINを目指すにあたっては、労働問題、特に労災問題を起こせば、取り返しのつかないマイナスに直結する。

事業を営むにあたって、上記のような法律や省令、通達をクリアすることは、困難なことに感じられるかもしれないが、実は日々の小さな工夫や努力を重ねていくことによって、意外と簡単に達成できることがほとんどである。

今回の講演では、このような労働法体系の基礎的な知識をはじめとする、基本的な事業所運営の決まりごとに関して、まず述べさせていただく。そして、新たに法的義務となったリスクアセスメントやストレスチェック(ノイローゼ)問題に加えて、定年の延長による労働者の高齢化に対する健康管理、さらには歯科独特の高齢化問題、すなわち歯周病や咬耗等に対しても新たな知見を解説し、さらには人生における歯科の終活(終末に向けての活動)に対して、コーヌステレスコープが非常に有効であることにも、少し触れさせて頂きたいと思っている。